

概況

- ・20年度(150億円)・21年度(73億円)の各補正予算による「基金」は、47全都道府県で造成(総額223億円)。
- ・これらのうち、21年度末までに取り崩された総額は約42億円。
その使途は、約31%がセンター・窓口の設置・強化、約5%が相談員の人事費増加、約36%が教育・啓発。
- ・なお、21年度には、センターは40か所・窓口は88か所増設、相談員は非常勤・委託先も含めて約320名増加。
相談員の増加には「自主財源」で対応した例も見られる。

「現場」の要望・課題（例）

主な論点（例）

期 間

「3年間」の「集中育成・強化期間」の措置とされていることについて

- ・これまでの手続等で実際の着手が後倒しを余儀なくされている中、「3年間」の期限がネックなので、期限の延長を」
- ・「3年後も「基金」を使えるように」
- ・「3年後も財政支援の継続を」

- ・「3年間」という地方消費者行政の国的基本姿勢を変えるのか？
- ・「3年間」の計画的な自治体の取組みに「水をさす」のではないか？
- ・延長すれば熱心な自治体で「基金」が足りなくなるのではないか？
- ・「3年後」の国の支援のあり方の検討との関係はどうするのか？

既存の相談員

相談体制の充実、新人相談員の支援等の業務の増加も踏まえた要望について

- ・「既存の相談員の報酬単価アップなどの処遇の改善にも使えるように」

- ・首長のリーダーシップの問題ではないか？
- ・地方交付税措置(基準財政需要額の倍増: 21年度約180億円)の充当が可能な現状でも処遇改善の効果に結びついていないのであれば、仮に「基金」の対象にしても、効果はないのではないか？
- ・仮に対象にすれば、自治体の「二重取り」になるのではないか？

対 象

経常経費への幅広い充当など使途を柔軟に認めてほしいという要望について

- ・「施設整備は購入だけでなく、賃貸やリース料等も対象に」
- ・「通信費・光熱費・事務用品等の対象経費の切分けは難しく、広く対象に」

- ・賃貸やリース料等は経常経費であり、仮に「基金」の対象にしても、「基金」終了後には事務の継続にとって支障となるのではないか？
- ・通信費・光熱費・事務用品等については、「特定の事業」での「切り分けた経費」は既に「基金」の対象としており、経常経費を例外的に対象とした措置として必要な手續は不可避といえるのではないか？

1/2基準

自主財源と見合い額しか「基金」の取崩しを認めないという運用について

- ・「自主財源の調達は容易ではないので1/2基準の運用の見直しを」
- ・「国の要請による事務は国が負担を」
- ・「1/2基準を「決算ベース」で適用するという運用の見直しを」

- ・仮に「1/2基準」を緩和すれば、自治体の「自主財源」増加(=自主努力)のインセンティヴを低めるとともに、「基金」終了後の自立的な事務の継続にとって支障となるのではないか？
- ・重大事故情報の通知やPIO-NET入力等の国によって自治体の責務とされた「現場」の事務の負担の軽減は図るべきではないか？